

仕 様 書

1. 件名

電子天びん更新

2. 概要

産業技術総合研究所工学計測標準研究部門では、計量法で規定されている基準フラスコ及び基準ビュレットの基準器検査を行っている。本件は水道インフラ強靱化のための水流量標準の開発拠点整備事業の一環として、基準フラスコ等検査に用いる装置を更新するものである。現在使用している電子天びんは 20 年以上使用しているため、測定値の安定に時間を要する。当該装置を更新することで、検査設備の高度化が進み、検査処理能力が上昇することで、国内への標準供給及び法定計量業務の実施体制強化をはかり、計量標準の信頼性確保、市場拡大に貢献する。

3. 装置の概要

基準フラスコ等の検査及び標準フラスコの校正を衡量法により検査・校正するためのものである。

4. 装置の基本構成

- (1) ひょう量 15 kg 電子天びん
- (2) ひょう量 4 kg 電子天びん
- (3) ひょう量 1.2 kg 電子天びん
- (4) 専用プリンター

5. 仕様内容

5-1 : ひょう量 15 kg 電子天びん

- (1) 最大ひょう量 : 15kg 以上であること。
- (2) 最小表示 : 0.1 g 以下であること。
- (3) ひょう量台スペース : 縦横 170 mm 以上であること。
(円筒皿は直径 170 mm 以上) 高さの指定は無い。
- (4) 荷重後の安定時間 : 1.5 秒以内であること。
- (5) 繰り返し性 : 0.05 g 以下であること。
- (6) 直線性 : ± 0.2 g 以内であること。
- (7) 商用電源 (AC100V50Hz/60Hz) で使用可能であること。

- (8) 専用プリンターと接続可能であること。
- (9) 指示計はひょう量台と分離型又は一体型ともに可とする。

5-2 : ひょう量 4 kg 電子天びん

- (1) 最大ひょう量 : 4000 g 以上であること。
- (2) 最小表示 : 0.01 g 以下であること。
- (3) ひょう量台スペース : 縦横 160 mm 以上であること。
(円筒皿は直径 160 mm 以上) 高さの指定は無い。
- (4) 荷重後の安定時間 : 1.5 秒以内であること。
- (5) 繰り返し性 : 5mg 以下であること。
- (6) 直線性 : ± 20 mg 以内であること。
- (7) 商用電源 (AC100V50Hz/60Hz) で使用可能であること。
- (8) 専用プリンターと接続可能であること。
- (9) 指示計はひょう量台と分離型又は一体型ともに可とする。

5-3 : ひょう量 1.2 kg 電子天びん

- (1) 最大ひょう量 : 1200 g 以上であること。
- (2) 最小表示 : 0.001 g 以下であること。
- (3) ひょう量台スペース : 縦横 120 mm 以上であること。
(円筒皿は直径 120 mm 以上) 高さの指定は無い。
- (4) 荷重後の安定時間 : 1.5 秒以内であること。
- (5) 繰り返し性 : 0.6 mg 以下であること。
- (6) 直線性 : ± 2 mg 以内であること。
- (7) 商用電源 (AC100V50Hz/60Hz) で使用可能であること。
- (8) 専用プリンターと接続可能であること。
- (9) 指示計はひょう量台と分離型又は一体型ともに可とする。

5-4 : 専用プリンター

- (1) 5-1, 5-2, 5-3 と共用可能であること。
- (2) 接続ケーブル 1 本を含むこと。
- (3) プリンター用紙を含むこと。

6. 特記事項

無し。

7. 納品確認

本装置を搬入後、調達請求者の立会いのもと、標準分銅による表示確認を行い、仕

様書を満たしていることを確認する。

8. 支給品・貸与品

無し。

9. 納入物品

(1) 電子天びん 一式

①ひょう量 15 kg 電子天びん 1台

②ひょう量 4 kg 電子天びん 1台

③ひょう量 1.2 kg 電子天びん 1台

(2) 取扱説明書 1部 (CD 又は DVD 可)

(3) 専用プリンター 一式

10. 納入の完了

本装置は、「9. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

11. 納入期限及び納入場所

納入期限：2026年2月26日

納入場所：茨城県つくば市梅園 1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所

工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ

つくばセンター中央事業所 3群 3-3M 01111 室

12. 付帯事項

(1) 搬入・設置完了後の養生材、梱包材は納入者が引き取り、適正に処理すること。

(2) 納入された製品における能力内の使用中に発生した1年以内の故障については、その修理、調整等責任をもって無償で行うこと。

(3) 受注者の責において及ぼした損害は、受注者が賠償すること。

(4) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。

(5) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。

また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。